

令和7年11月26日

第11回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第11回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和7年11月26日			招集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分			閉会の日時	午後4時16分			
会長	小川達男			職務代理	松本昇			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠	
1	高橋雅一	○		9	小山治延	○		
2	久保文夫	○		10	須藤秀夫	○		
3	瀬下京子	○		11	関弘明	○		
4	山岸和男	○		12	松本昇	○		
5	嶋村 淨	○		13	中島利雄	○		
6	金子勇一	○		14	小川達男	○		
7	小川達夫	○		15	小坂実	○		
8	松本榮次郎	○						
				加須市農業委員会事務局				
				局長 野崎修司				
				次長 前島勝己				
				主幹 渡辺昌也				
				主幹 野崎浩次				
				主査 大熊健太郎				
				主任 福地英昌				

開会 午後 2時00分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和7年第11回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） それでは、皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

これより、令和7年第11回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

本日は大変公私ともお忙しい中、当総会にご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今年は特に昨年と違いまして、当地域におかれましては農産物等が豊作という大金星をつけたというふうに感じております。また、今は、季節におきましても、イチヨウの葉が真っ黄色に染まってくる姿を見ながら、この会場へ来たわけでございますけれども、これも当地域に今シーズン台風の上陸がなかったということが、最大の要因ではないかなというふうに感じております。

さて、本日も多数の案件があります。皆様方のご協力のもと、進行できればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

◇

◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） なお、本日の総会の開催に当たりましては、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

◇

○局長（野崎修司君） また、ここで本日の資料に訂正がございますので、事務局よりご説明をいたします。

○事務局（前島勝己君） 本日は、3点の訂正がございます。

まず、1点目、議案書4ページ、3条の5番、 地区の案件でございます。左から3
ます目の譲渡人欄のちょうど真ん中ぐらいですが、 さんのところ
とありますが、「 」を「 」に訂正をお願いします。これは申請書自体に誤りが
ありましたので、その後の訂正となります。

続きまして、2点目は議案書21ページです。報告第3号ですが、一番左側の番号が37
から通し番号になっていますが、こちらを1番から6番に訂正をお願いします。

最後となりますが、議案書の2ページをご覧ください。2番三俣地区ですが、こ
れは から申請されましたが、本日、差し替えのA3のものをお配りさせていただきました。
こちらにつきましては、申請以降、現地調査を事務局で行ったところ、この見え消し
の土地については、一部に樹木が生えていたり、建物が農地まで来ていたりしておりました
ので、違反農地であることを指摘したところ、その農地については、今回の申請からは除く
という申出がありました。

これに伴いまして、位置図も訂正となります。まず5ページをご覧ください
と思います。

右上の が削除とまります。それから、右下の 小さい区画ですが、これも削除
となります。それから、 の左側の これも削除となります。

それから、真ん中から少し左の その隣の が削除となります。

次に、8ページをご覧になってください。

真ん中やや左に、
があります、こちらについては右側の部分を市に市民農園として貸し出している、その部分が削除となります。

訂正については、以上となります。よろしくお願いいたします。

○局長（野崎修司君） それでは、これより本日の議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願いいたします。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

9番、小 山 治 延 委員及び

10番、須 藤 秀 夫 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、3件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書3、4ページの3番と4番の樋遣川地区、及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書8ページの1番、大桑地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申

請について」の8件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在も農地を借り受けており、経営規模拡大を行うため、譲渡人は、これまでも譲受人に耕作してもらっていたが、今後も耕作する予定がないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

11月14日、推進委員の梅田さんと野本さん及び譲受人 さんの4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は 地区で、 の西隣にあり、農家を辞めている譲渡人、 さんの農地ですが、その隣は さんが稲作をしている田であることから、依頼により畦畔を取り除き、何年にもわたり一緒に耕作しているもので、今般、両者の協議から売買が成立したものです。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページから9ページをご覧ください。

本案件は、賃借権（3年）により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は、これまでも耕作しており、今後においても耕作していくため、譲渡人については、これまでも譲受人に耕作していただいております、引き続き耕作をお願いしたいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

本件につきまして、11月15日の土曜日に、田村推進委員さんと、現地確認をしまして、 の 様宅を訪問し、 とお会いしてまいりました。

先ほど事務局のお話にもあったように、本案件は、既に 氏宅のほうで、全て契約を結んで従前は耕作しておりました土地でございます。今回、正式に3条申請をして、契約をし直すという形となった次第でございます。

まず、 と現地をほぼ全て確認をしまして、先ほど話のあった案件につきましては、全て確認をし、建物、建物といっても農作業小屋です、や樹木が生い茂っていたのを確認いたしましたので、本件に間違いはないというふうに確認をいたしてまいりました。

次に、地主のほうも訪問いたしましたけれども、地主多数のため、 、 、 、それから 、 氏、6名を訪問してまいりまして、事情を確認してまいりましたら、以前から契約を結んで営農を依頼していたということで、また正式に契約をしてやっていただけるということで、譲渡人側も大変喜んでおりました。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議、よろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

この組合は、昔、 ということで、 です。今回、聞きたいのは、賃借権ということで、10アール幾らぐらいで契約しているのかなということを、一応参考に質問します。以上です。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局でございます。

今、申請書のほうをちょっと確認したんですが、申請書のほうに記載されているのが、状況によってということで、明確な金額については記載されておきませんので、事情は分かりかねます。

○事務局（前島勝己君） 補足です。参考になるか分かりませんが、加須の中間管理事業では、ほとんどのところが水利費と大体同ぐらいの金額で契約している場合が多いですので、5,000円前後ぐらいが一般的です。今回はその年の状況による契約となっておりますので、米の価格が高ければ賃借料が高くなり、安ければ安くするというような契約のようです。

○12番（松本 昇君） 収入ということですね。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね。

○12番（松本 昇君） 了解。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

賃借権のことで、市のほうというか、中間管理を進めているのもあるし、このように農地法によつての、要は2種類あるんですけども、どちらを選べばいいのかなというのは、市としても中間管理でやってくれというふうに指導しているわけですけども、どういう状況なのかというのを、ちょっとお聞かせください。

○事務局（前島勝己君） 市とすれば、利用権と同じような契約方法は、中間管理権となりますので、こちらの方を最初にご案内しています。中間管理権では契約したくないという方に3条申請をご案内しております。学頭宮農さんにつきましては、初めに中間管理権の説明をいたしました。が、何らかの理由により3条申請を選択した形となります。

○1番（高橋雅一君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図11ページ、12ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営を拡大していきたいため、譲渡人は相続で譲り受けたが、農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(関 弘明君) 11番の関弘明です。

説明の前に、議案書の譲渡人の持分について、ちょっと話をさせていただきたいんですが、本件2筆ありますが、いずれも共有名義となっております。議案書を見たときに、それぞれの筆について、お2人の方が4分の1ずつ持っているのかなというふうに、私、最初理解をしてきました。事務局に電話で確認したんですけれども、それぞれの筆について、4分の1ずつ持っているということでしたんですけれども、議案書の表記の仕方で、これでいいのかなというふうにちょっと疑問がありました。一応、そういうことなんですけれども、本題に入りたいと思います。

本件につきましては、11月17日、月曜日に、推進委員の清水さんと現地確認を行ってまいりました。

案内と聞き取りは、本申請の譲受人である さんに対応していただきました。

譲渡人の4人は、もともと地元の人で、今回の申請地の近くである ということに
住んでおりましたが、現在は、結婚等で自宅を離れ、議案書に書かれているとお
り、 、 にそれぞれ住んでおります。

所有者が亡くなり、相続により今回の申請地を取得したところがございます。これまでは
の さんという方が本件農地を借り受け、水稻を作付しておりました。 さんとい

うのは、 であります。

現地確認終了後、 さんにも電話で確認したところ、この農地の貸し借りの契約が来年まで残っているようですが、少しずつ経営規模の縮小を考えており、今年の収穫を最後に地主さんに返却することにしたそうです。

この貸し借りの解約につきましては、今回の議案者の26ページの66番に記載されており、土地の引渡しは今年の10月26日となっております。 さんは、今まで耕作してきた農地を地主さんに返すに当たり、代わりに耕作してくれる方を探したほうがいいだろうというふうに考え、申請地の近くに住んでおり、経営規模拡大の意向のある今回の譲受人である さんに相談したそうです。

さんによりますと、今回の申請地は自宅からも近く、筆上は2筆に分かれておりますが、現場は1枚にまとまっており、約4,300平米と広く耕作もしやすいことから、了承したそうです。

最初は、借り受ける予定であったようなのですが、地主さんから購入してもらえないかという強い要望があり、売買ということになり、今回の申請に至ったとのことでした。

現地の状況ですが、今まで さんが水稻を作付しておりましたので、きれいに管理されておりました。

このような状況であることから、今回の農地法3条の申請については、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は新規就農で家庭菜園を行うため、譲渡人は営農規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人は新規の取得となりますが、営農計画書が添付され、今後、小型耕運機の購入を予定しており、栽培方法等の情報についての経営について、修得を予定していることから、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

11月19日の日に、推進委員の金子さん、それから代理人の さんと現地確認をいたしました。その後、譲渡人である さん宅を訪問し、話をしました。

現地はもう何というか、草が大分繁茂しておりまして、 さんの話では、これはきれいに草を刈るということです。

この譲受人の さんは、出身が旧の でした、広いところを見つけていたそうです。

位置図の右は田んぼなんですけれども、左は宅地分譲で区画整理されておりまして、また後ほどの5条でも出てくるんですけれども、位置図の の下です。これ分筆して2区画にするんですけれども、北側に住まいを造る計画です。

この土地は、 さんの話では、 さんのお父さんが十数年前までは稲作を作っていたそうです。その後は太陽光発電をやる予定で、土盛りをしましてやったんですけれども、その肝心の業者が行方不明になっちゃいまして、頓挫したと。その後、お父さん亡くなっていまして、 さんが業者に頼んで草の管理をやっていたと、そういう状況でございます。

家庭菜園ということなんで、問題ないと判断いたします。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自宅に隣接しており、効率的に農業経営を行うことができるため、譲渡人は、遠方により耕作が困難なためとなっております。

なお、譲受人は、新規の取得となりますが、営農計画書が添付され、耕運機を所有しており、栽培方法等の情報について修得を予定していることから、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

11月14日に、電話にて、代理人、
さんから譲渡人の
さんの話を聞きました。
さんは平成21年に相続で引き継ぎ、今の住まいからは遠く、現地圃場の管理ができなかったとのこと。11月21日に、新井推進委員さんと現地確認と譲受人の
さんから話を聞きました。
さんは、
をやっており、販売店を6店舗経営しているそうです。今回、譲渡人の
さんか譲渡の話があり、
さんはこの土地で青パパイヤや牧草の栽培をし、青パパイヤは実を乾燥して
用に販売したいとのこと。

現地圃場は、竹林になっていましたが、譲渡人の
さんが処分し、きれいな畑になっていました。遊休農地の解消になり、この案件につきましては、問題なしと判断しました。

皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ、16ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、隣接農地を所有しており、農業経営の規模拡大のため、譲渡人は、加須市の農地として管理する予定がないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

11月20日の日に田村推進委員と現地調査を行い、その後、譲受人の さんのおうちを訪問し、お話を伺ってまいりました。

譲受人の さん、代理人ですけれども、連絡がなかなかつかず、11月21日に電話での対応となりました。ただいま事務局の説明どおりなんですけれども、現地は草刈りがしてあって、きれいに管理はされておりました。

許可が下りた場合は、大豆を耕作する予定ですとおっしゃっておいりましたので、やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、遠方に居住しており耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

11月21日に、推進委員の寺田さんと2人で、現地調査に行っていました。

現地から の代表 さんに電話をして、どのようないきさつなのか聞き取り、調査をしました。

さんと友達の不動産屋さんの仕事をしている人と知り合いなので、話がありまして、さんを紹介してもらって、野菜物を作りたいので土地はありませんかと話が出まして、話が売買でどうですかという話になりましてまとまったということでした。お互いによかったということで喜んでおりました。

代理人の さんと譲渡人の さんは夫婦ということでした。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

譲受人が法人になっていますけれども、法人登記簿でどのようなものを業としているのか、確認をしてみたいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

法人登記簿のほうには、一応目的として、農産物の生産、加工、ウェブ販売、その中でもシートで営農計画書も提出されているんですけども、稲作です、を行うような記載がされております。

農地所有適格法人のほうについても申請されておりまして、要件を満たしているということとは、確認しております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 11番、関です。

そうしますと、適格法人の要件である収入の関係とか、役員の関係は満たしているというふうに判断してよろしいわけですね。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

そのようなことであります。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番の高橋です。

この というのは、 とは全然関係ない会社なんですか。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね。その の とは違う会社です。

○1番（高橋雅一君） ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題は無いと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

11月19日、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人の さんから聞き取り調

査、現地調査を実施いたしました。

現地は草刈りが済んだばかりの農地です。譲受人の 〇〇〇 さんによりますと、譲渡人の 〇〇〇 さんは、高齢で農地の管理ができないため、処分を考えていたとのことでした。譲受人はこの農地の周りを耕作しており、自宅も近いことから譲渡人と話し合い、今回の申請となったとのことでした。

このようなことから、本件は農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断したということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

10番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ及び配置図の4-1をご覧ください。

本案件は、自己用住宅敷とするため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、昭和45年の線引き前より住宅敷地として使用している土地が、農地であることが分かり、手続をするものであり、今後においても住宅敷地として使用していくことから一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

11月15日、土曜日に、儘田推進委員さんと現地を確認後、 氏宅のほうの説明を受けました。

まず、 さんのお宅は、現地の の右下のほうにある と書いてあるご自宅が、ここが本宅でございます。それを踏まえまして、現地を確認をしましたが、 が通っております。その県道から旗ざおの敷地まで砂利が敷いてありまして、奥にはプレハブが2軒、そんなに新しくない古いプレハブが、ほとんど使われていないようなプレハブが2棟建ってございました。ご本人は、そちらは昔からの土地で、作業を小屋として使っていたが、農地ではないと思っていたそうでございます。

今回、相続を機に、いろいろ土地の物件を調べたところ、宅地と思っていたところが農地ということが判明したそうです。農地として原状回復するには、既に砂利も入っていることですし、とても農地には戻らないということで、ご自宅はあるんですけども、宅地ということで申請をして、正式に地目を変更したいという意向で、本案件になりました。

何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番、関です。

線引き前から建物が建っていたということで、それについては何も問題ないと思いますが、転用の目的なんですけど、自己用住宅というふうに書いてありますけれども、物置で使っているという状況であっても、目的として自己用住宅でいいのか、物置という表記ではいけないのか、そこら辺をお聞かせください。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

一応、用途が物置ということで、住宅、可分、不可分と違って表現するんですけども、住宅に対する不可分なものということで、あくまでも敷地全体と捉えたときに、物置は不可分のものになるということで、用途は自己用住宅地ということで記載させていただいております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

そうすると、自宅に隣接というか、近くでなくても物置は物置の住宅敷地というふうでよろしいということで、理解してよろしいわけですね。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今回の申請については、あくまでも作業場だけとか、物置だけを造りたいというときの申請について、用途は、そういった形で物置だったり、作業場という用途になるんですけども、あくまでも今回は、自己用住宅の不可分に付随する物置ということで、用途については住宅用住宅敷ということで、表記させていただいております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

承知しました。ちょっと自宅が離れていたもので、この転用目的でいいのかなと思ってお聞きしたところです。ありがとうございました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

1番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の不動岡地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の8番の不動岡地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び平面図の4-2及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

4条の2番の申請者と5条の8番の譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

4条2番は、申請者が所有権移転するもので、5条の8番は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。本案件は、4条2番は農家住宅敷の敷地拡張、5条8番は自己用住宅とするため、許

可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、4条2番については、土地改良による換地時から既存物置の一部が農地上にあることが判明したため、手続をするものであり、今後においても物置を使用していくことから申請するもので、5条8番については、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

11月15日土曜日に、儘田推進委員さんと現地を確認後、様宅を訪問、あいにくさん、さんはおりませんでしたけれども、さんの奥さんであり、さんの娘さんである方と面談ができました。

まず、本件に起因する案件につきましては、さん、娘さん夫婦がさん宅に同居しておりまして、2階が手狭になったということで、さん宅の家を造るに当たりまして、さんが自分の土を提供して、ここに作れということ言ったことが起因になります。

第5条申請のほうの土地につきましては、に面した、立地的にも大変いいところで、現地は畑になっておりまして、既に測量し、杭が打ってございました。

何らそこは問題なかったんですけれども、設計に当たりまして、排水を取るに当たり、県道の側溝に排水が入れられないという事案が発生しまして、さてどうしようかということで、配水先を探していたところ、この位置図のの細い奥、右奥に、昔で言う水落としがそこにありまして、そこに排水を流すということで、どうにか設計が進むことになりました。

さてそうしますと、今度は水落としの場所を分筆して、敷地を拡大しようとしたところ、今度は母屋の方の長屋の屋根ぐしが越境していたということで、たとえ空中で越境していても、そこは一応宅地というか、地目を変更してやらないと排水が通らないということで、本件に至ったそうです。

何ら問題ないと判断してまいりました。よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、2番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の8番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の16件を議題といたします。

初めに、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図22ページ、南側借用駐車場レイアウト図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権(2年2か月)により、土地を借り受け、駐車場(一時転用)とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、隣接地において物流倉庫の建設工事を行っているが、工事作業員や打合せなどによる来客用駐車場として計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(久保文夫君) 2番、久保です。

11月14日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人、譲受人のさんとさん、及び譲渡人さんの7人で、現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は地区と地域の間にある耕作されていない田3,360平米で、すぐ東側に数年前まで営業していたという会社の跡地にの物流センターが建設される予定で、その建設が請け負っており、その従事者に関係した駐車場を一時的に確保するものです。9月のこの総会では、この会社が別の農地を一時転用することで許可を受けましたが、不足していることで、今回の農地を一時転用で借り受けることとしたものです。

なお、譲渡人のさんは、3年前まで稲を作っていた田んぼですが、農業を辞めており、これからは管理できない状況のところ、譲受人から話があり了承したものです。

この近くは遊休農地が多く、稲作をしている田もありますが、周辺の住宅や遊休農地及び耕作地に影響はないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ、配置図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、近くで飲食店舗を経営しており、社用車、従業員の駐車場を探しており、店舗に近接する土地を譲り受けることができたことから計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

11月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。譲渡人の さんのお宅に行きましたが、会うことができないので代理人の さんにお聞きしました。

申請地の北にあるのが さんのお宅で、北の隣が譲受人の方です。飲食店をやっています。 です。今年、1店舗を増やし従業員が増え、車の駐車場を探し、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 審議の途中でございますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。

なお、再開は、3時15分といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分



◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） これより休憩を閉じまして、会議を再開いたします。



○会長（小川達男君） それでは、開始します。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅（4棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

11月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。譲渡人の さんにお聞きしました。 さんのお宅から申請地は少し距離があり、管理するのが大変になり、高齢のため今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

許可については全く異議はありません。ちょっと確認なんですが、先ほどの私の3条の5番のときに、議案書の持分の表記について説明させていただいたんですけれども、本件のこの4番の5条のほうを見ますと、やはり2人で2分の1ずつ持っているんですけれども、表記の仕方が、私の3条の担当のときは、それぞれの持分の所有者の間に、けい線というか、横線が入っていたんです。こちらの場合は、横線なくて2人で持っているというふうな感じで、議案書かかれているんですけれども、私的にはこちらのほうがそれぞれの土地に対して2

分の1ずつ所有しているというのが分かるような気がするんですけども、いずれにしても、議案書ですので、統一した形のほうがいいかなというふうに考えますので、どういう形がいいのかというのは、もう一回考えていただけたらと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今、関委員さんから、今後の議案書の作成に反映させていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（前島勝己君） すみません。なるべく統一できるようにいたします。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ、土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するものです。必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

11月20日、増川推進員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は少し草がありましたが、管理されてい

ました。譲渡人の さんにお聞きしたところ、譲受人の さんはご近所で、結婚して子どもができれば実家の親に見てもらいたいと思

ました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ、27ページ及び断面図及び平面図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

11月15日、土曜日に、田村推進委員さんと現地を確認後、 氏、 氏宅を訪問してまいりました。

まず、現地の様子ですけれども、 番地のところは、既に手つかずの放置農地になっておりまして、アシが背丈以上に伸びているところでございます。毎年8月に調査する放置農地のところに毎掲載ってくる土地でございました。近所では、タヌキやアライグマが出るということで、近所迷惑になっている土地でありました。

氏、 氏宅を訪問して確認したところ、 さんも旦那さんが亡くなって独り暮らし、 さんも旦那さんが で病気になって、奥さん独りということで、手に

余す土地でありました。今回、ようやくいろんな人に相談をしまして、どうにか畑に戻せるめどがついたということで、 に連絡をしたところ さんがやるということで、今回の案件になったそうです。同日、 の さんを現地に呼びまして、作業方法等々を確認してまいりました。

本件は、 さん、 さんの土地だけですけれども、どうしても工事車両が入るスペースがないものですから、誘導路として、 さんほか2軒の土地をお借り受けるということでございました。

地図で見ますと、右横に広い道路があるんですけれども、そちらのほうからは隣に川が流れておりまして、ガードレールもありまして、そこに橋を架けるというわけにもいかないもので、本案件になったそうです。

誘導路の一番の地主である さんに確認したところ、いつも大変迷惑していることで、どういう事情があるにせよ、うちの土地を使ってもいいからどうにか畑にしてもらいたいという願望がありましたので、本件成立となりました。

畑にした後は、今のところ本人たちが何か作物を作ると言っておりましたけれども、さんの紹介で、大規模農業をやっている方に任せる可能性もあるということをおっしゃっておりました。

いずれにせよ、放置農地が解消されましたことについて、大変うれしく思っておりますので、本件、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添

付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

11月19日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人、 の さんに現地対応をしていただきました。譲渡人の さんは後継者もなく、農地の維持管理が難しいことから、 さんに売却をしたいとのことです。

譲受人、 さんは、休耕中の申請地を有効活用するため、またアクセスがよく日照量が多いため計画したとのことです。

管理体制は、年3回以上の除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明記しておくとのことでした。

現地は既に太陽光発電が数か所設置してあり、農地として有効利用するのなかなか難しく、やむを得ないのかなと思いました。

このようなことから、本件申請は状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ、土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

11月の17日、月曜日に、推進委員の清水さんと現地確認を行ってまいりました。

案内と聞き取りは本申請の代理人であります さんに対応いただきました。

本件は自己用住宅の建築に伴う5条許可申請です。今年になって、今回の申請地の近くで、4件ほど自己用住宅の申請があり、代理人も今回と同じ さんで、譲渡人も今回と同じ さんで、いずれも許可となっております。

代理人の さんによりますと、譲受人の さんは、現在の アパートに住んでおりますが、このたび結婚することになり、今のアパートでは手狭になることから、新居を建築すべく土地を探していたそうです。こうした中で、環境のよい今回の申請地が見つかり、住宅を建築することになったそうです。

現地の状況ですが、畑ですが、少し雑草が生えておりましたが、年に数回は耕うんするなど、管理はしているような状況でした。

住宅建築することにより、周辺農地への影響ですが、周辺をブロックで囲み、農地被害を及ぼさないようにすることから、問題はないと考えます。

このようなことから、今回の農地法第5条の申請については、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図30ページ、土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 浄君) 5番、嶋村です。

11月19日の日に、推進委員の金子さん、 で現地確認をし、その後、譲渡人のさん宅を訪問し、お話をしました。

先ほどの3条の6の関連の案件でございまして、譲受人のさんは、地元の の出身の方だと。広いところを見つけていたそうです。手前側であれば、住宅が建てられるということで、この計画になったそうです。少し出っ張りがあるんですけども、これは浄化槽の排水路です。これを造るために分筆して、こういう形になるそうです。

現地は草が大分生えていますけれども、 さんの話ではきれいに刈り込むというお話でござい

ます。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（5区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

11月19日の日に、推進委員の金子さんと代理人の とで現地確認を行いました。譲渡人の さんは当日いらっしゃらないので、後日、訪問してお話を聞きました。

現地は、きれいに草を刈り込んでありまして、よく管理されておりました。 さんは位置図のすぐ上に と書いているんですが、これはご自宅です。該当の土地は、以前は陸田として、隣に さんという家があるんですけども、そこのお父さんがしばらく稲作りをしていたそうです。その方が亡くなりまして、その後、近くの人に頼んだんですけども、この方があまりにも管理がひどいので、返してもらったと。その後は さんが草刈り機を購入しまして、トラクターは持っていないものですから、せっせと草刈りをやっただんですけども、かなりお疲れになったそうです。何とか処分したいというような話で、なおかつ さんの出入口が、裏に県道があるんですけども、そこまで出ているんですけども、ちょっと道が狭いんです、いわゆる出入口が。なるべくなら前に出たいという、そういう考えもありまして、今回の売却になったところです。

もう周りもかなり家が建て込んでありまして、やむを得ないかなと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 2 番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 3 2 ページ及び平面図及び断面図 5 - 1 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3 か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、3 か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことからやむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3 番（瀬下京子君） 3 番、瀬下です。

今回の案件に関しましては、1 0 月の総会で取下げになった案件でございまして、1 0 月に現地調査を行っているため、今回は現地調査は行っておりません。

1 0 月 2 1 日の日に、田村推進委員と譲受人の代理人であります の さん立会いの下、現地調査及びお話を伺ってまいりました。

現地は少し草がありましたけれども、きれいに管理をされておりました。

申請地は道路及び隣接する農地より大変低いため、水はけが悪いとのことでした。今回の申請になったということです。許可が下りましたら、麦を耕作するとのことでした。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 3 3 ページ及び平面図及び断面図 5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（5 か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、5 か月間の一時転用となり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3 番（瀬下京子君） 3 番、瀬下です。

1 1 月 2 0 日、田村推進委員と譲受人の代理であります さん立会いの下、現地調査及びお話を伺ってまいりました。

現地は昨年まで耕作をされておりましたが、今年は全く耕作しておらず、草が結構生えておりまして、荒れている状態でありました。道路より大変低いため、耕作しやすい農地にしたいということです。

申請地の 番の下のところが空いておりますけれども、ここも一緒に農地転用、農地改良をする予定でしたが、ちょっと書類がそろわなかったということで、今回、3 筆の申請になりました。

農地改良の後は、大豆を作りたいということです。

やむを得ないと判断してまいりました。審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○1 1 番（関 弘明君） 1 1 番の関です。

今回工事をやる さんというふうに書いてありますが、特に法人ではないんですけども、重機とか何とか、そういったものはちゃんと保有しているのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

申請書の中に、工事に伴う見積書がついておりまして、その中で、バックホーを借りるということで、見積書がついておりまして、資金計画のほうもそれに伴い、自己資金のほうを満たしているということを確認しておりますので、実際的に機械は借りるということで申請されております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

じゃ、保有していないけれども全部借りて、この方がやるというふうな理解でよろしいわけですね。

○事務局（渡辺昌也君） はい、そういうことでございます。

○11番（関 弘明君） ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図34ページ及び平面図及び断面図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（9か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、9か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

11月21日、田村推進委員と譲渡人の の さん、譲受人の代理で の さん立会いの下、現地調査及びお話を伺ってまいりました。

現地は大変きれいに管理をされておりました。

高低差が大変あるため、水はけが悪く耕作しづらいということで、今回の申請になりました。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）

ご説明いたします。

位置図35ページ及び平面図及び断面図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、3か月間の一時転用になり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

11月21日、田村推進委員と譲受人の代理人であります の さん立会いの下、

現地調査及びお話を伺ってまいりました。

現地に関しましては、隣接している耕作者のほうから草の苦情が出たため、急遽2筆、
と に関しましては、草が刈ってありまして、きれいに管理はされておりましたが、1
筆、 に関しましては、草がありまして放棄地状態であります。

譲渡人の さんは高齢で草の管理ができないため、今回、水はけが悪かったから農地
改良をし、耕作しやすい農地にしたいということで、今回申請をしましたが、許可が下りた
場合は、自分は耕作できないので、知人の方に耕作をお願いする予定になっておりますとい
うことです。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い
します。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図36ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（5区画）とするも
ので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認
したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ない
ものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

11月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で、譲渡人の さん、譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。

現地は、草が50センチぐらい生えておりましたが、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図37ページ及び土地利用計画平面図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（25区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

11月19日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の の さんから現地調査を実施いたしました。

現地は、草刈りが済んだばかりの農地でした。

さんによりますと、おのおのの譲渡人は、以前から近所の方に耕作を依頼していましたが、その耕作をしている方が高齢となり、後継者がいないため、それと農機具の交換

ができないため、耕作をやめたことから、これからのことを考えて皆さんで処分を決めたということでございます。

この転用による支障は特になくようでした。このようなことから、本件は農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図38ページ、土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

11月19日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の から聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は、草が伸び始めたばかりの田に立っている農地でした。 さんによりますと、譲受人は、現在の自宅が手狭になったことから、自己用住宅を、母の農地の一部を使い、分筆するとのことでした。この対応で、残った東側の農地及び南側、西側で接する農地の耕作

に支障はないようでした。

このようなことから、本件は農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「令和7年（11月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に、松本昇委員、中島利委員、泉津井治推進委員、荒井雅明推進委員、町田彰推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（松本委員、中島委員、泉津井推進委員、荒井推進委員、町田推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和7年（11月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 住所、所有者が不明というんですか、それとか、空欄も随分あるんですけれども、どういうことなんでしょうか。

○事務局（前島勝己君） 左側の住所、氏名欄には土地の所有者が記載されており、真ん中の住所、氏名欄は中間管理機構から現在農地を借りている方が記載されており、左側の住所、氏名欄は中間管理機構からこれから農地を借りる方が記載されております。空欄につきましては、現在、中間管理機構から農地を借りている方がいないという状況になりますので、間違えではございません。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「和7年（11月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議長議案第4号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

（松本委員、中島委員、泉津井推進委員、荒井推進委員、町田推進委員 入室）



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号について、ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の16ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について9件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、20ページをご参照ください。

「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市

街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、21ページをご参照ください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について6件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、22ページからをご参照ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について128件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました全ての議案が終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長、議事進行ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

今ちょうどインフルエンザが結構はやっているそうです。この中に後期高齢者も、私も最近なったんですけれども、今後気をつけて生活してもらいたいと思います。

それでは、これをもちまして、令和7年第11回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時16分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 7年11月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 小 山 治 延

署名委員 須 藤 秀 夫